髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 力
 内

 一丁目2番20号
 発
 万
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

規則				ページ
◎高知県工業技術センターの設置及び管理	理に関	関する	る条例	
施行規則の一部を改正する規則				1
◎高知県立紙産業技術センターの設置及	び管理	里に関	関する	
条例施行規則の一部を改正する規則				2
告 示				
◎告示(地方自治法第180条の2の規定				
に基づく知事の権限に属する事務の委				
任)の一部改正	(行耳	女管 E	里課)	3
◎告示(地方自治法第180条の2の規定				
に基づく知事の権限に属する事務の補				
助執行)の一部改正	(")	3
○保安林の指定	(治)	山林江	道課)	3
○基本測量の実施の通知 (5件)	(用±	也対策	(課)	3
◎県営住宅の家賃等の督促に関する督促				
状の様式の定め	(住	宅	課)	3
高知県教育委員会規則				
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部:	を改訂	Eする	5規則	4
高知県公安委員会規則				
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改善	正する	5規則	[[]	4
その他				
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理				
の代行	(住	宅	課)	4
○公営住宅法に基づく村営住宅等の管理				
の代行	(IJ)	6

規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

高知県知事 濵田 省司

高知県規則第27号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成2年高知県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1計測機器の項中

ノイズイミュニティ試験装置		ノイズイミュニティ試験装置	1台	1 時間につき1,680円
---------------	--	---------------	----	---------------

を

1	ノイズイミュニティ試験装置	1台	1 時間につき1,680円
	伝導EMC試験システム	1台	1 時間につき1,860円

に改め、同表加工機器の項中

|--|

を

混合かくはん装置	1台	1 時間につき2,480円
多軸混練かくはんシステム	1台	1 日につき14,410円

に、「自動ガス真空包装機」を「自動真空ガス包装機」に、「缶詰巻締め機」を「缶詰巻き締め 機」に改める。

別表第2定量分析の項中

蛍光X線分析 (ZSX PrimusIV) 11 試料 10,490円

を 「

蛍光X線分析(ZSX PrimusIV)	1 試料	10, 490円
X線回折	1試料	11,760円

 $\widehat{\boldsymbol{\Xi}}$ 月31日 3 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に 関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例によ る。

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

令和5年3月31日

高知県知事 濵田 省司

高知県規則第28号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成7年高知県規則第27 号) の一部を次のように改正する。

別表第1原料処理機器の項中

Г			
'	地球釜	1台	1 時間につき2,930円
を			
'	地球釜	1台	1 時間につき2,930円
	高圧蒸気滅菌器	1台	1 時間につき530円
ات ا	`		
	DDR	1台	1 時間につき4,340円
を			
	DDR	1台	1 時間につき4,340円
	標準パルプ離解機	1台	1 時間につき500円
12	改め、同表試験機器の項中		
1	ディスク遠心式粒度分布測定装置	1台	1時間につき1,370円
を			
	ディスク遠心式粒度分布測定装置	1台	1 時間につき1,370円

PHメーター	1台	1 時間につき540円	

に改める。

別表第2物理化学試験の項中

PH試験 1 試料 1,710円 を 1 試料

に改め、同表原料処理試験の項中

PH試験

地球釜による蒸解試験	(使用薬品を除く。)	1 件	19,950円
------------	------------	-----	---------

1	地球釜による蒸解試験 (使用薬品を除く。)	1件	19,950円
	高圧蒸気滅菌器による蒸解試験(使用薬品を 除く。)	1件	6, 320円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県立紙産業技術センターの設置及び管 理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例に よる。

1,670円

告 示

高知県告示第179号

平成15年4月高知県告示第224号(地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

高知県知事 濵田 省司

1の(7)のウの(カ)中「第59条第1項及び第3項から第7項まで」を「第59条第1項及び第3項から第9項まで」に改める。

高知県告示第180号

平成15年4月高知県告示第225号(地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

高知県知事 濵田 省司

1の(1)セ中「ス」を「ソ」に改め、1の(1)中セをタとし、 スの次に次のように加える。

- セ 特定登録取消者の保育士の登録(法第18条の20の2)
- ソ 保育士が欠格事由に該当すると認めた旨等の報告の受理 (法第18条の20の3第1項)

高知県告示第181号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第 249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により 告示する。

令和5年3月31日

高知県知事 濵田 省司

- 1 指定に係る保安林の所在場所 須崎市浦ノ内東分字ヲゝナロ3880の2、3880の3、3881の 1、3881の4
- 2 指定の目的 十砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ヲゝナロ3880の2・3880の3・3881の1・3881の4 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第182号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和5年3月2日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和5年3月31日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

基本測量(衛生合成開口レーダー地盤変動測量)

2 作業期間

令和5年4月1日から終了を通知するまで

3 作業地域

高知県全域

高知県告示第183号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和5年3月3日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和5年3月31日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

基本測量 (航空重力測量)

2 作業期間

令和5年4月1日から同年7月31日まで

3 作業地域

高知県全域

高知県告示第184号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和5年3月3日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和5年3月31日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

基本測量 (空中写真撮影)

2 作業期間

令和5年4月21日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

高岡郡檮原町及び四万十町

高知県告示第185号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和5年3月7日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和5年3月31日

高知県知事 濵田 省司

作業種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)

2 作業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

高知県全域

高知県告示第186号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨 の通知を令和5年3月13日に受けたので、測量法(昭和24年法律 第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和5年3月31日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

基本測量(国十広域情報修正)

2 作業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

高知県全域

高知県告示第187号

高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)第124条第2項の規定に基づき、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年高知県条例第3号)に基づく県営住宅の家賃等の督促に関する督促状の様式を次のとおり定める。

令和5年3月31日

高知県知事 濵田 省司

亭 第12寸

 $\widehat{\,}_{\square}$ 月31日 ಣ

第

年 月 日

住所

氏名 様

高知県知事

印

督促状

あなたが入居している県営住宅の家賃等について、次のとおり滞納となっていますの で、指定納付期限までに納付してください。

滞納月	年	月分	
滞納金額		円	
指定納付期限	年 月	日	

備考 既に納付されている場合は、この督促状と行き違いになったものですので、ご了承 ください。

問い合わせ先

-----教育委員会規則 -----

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

令和5年3月31日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第8号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則(昭和43年高知県教育委員会規 則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項を削る。

第17条中第9号を第10号とし、第6号を削り、第7号を第6号 とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (8) 全国中学校体育大会に関すること。
- (9) 部活動改革に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布

令和5年3月31日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第7号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則(昭和35年高知県公安委員会規則第 5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第47条第1項の規定に基 づき高知県に代わって県営住宅(高知県営住宅の設置及び管理に 関する条例(平成9年高知県条例第3号)第2条第3号に規定す る従前居住者用住宅を除く。)及び共同施設(同条例第2条第4 号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められ る施設を除く。) (以下「県営住宅等」という。) の管理を行う こととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公 告する。

令和5年3月31日

高知県住宅供給公社理事長 田所 実

恒

- 1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
 - 高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅 等の名称

団地名	位置
鏡水	高知市上町四丁目
大津	高知市大津
若草町	高知市若草町
若草南	高知市若草南町
介良	高知市介良
船岡	高知市神田
小高坂三の丸	高知市平和町
宇治	吾川郡いの町
長浜馬場の西	高知市長浜
柳ノ内	室戸市室津
行当	室戸市元
土佐山田	香美市土佐山田町
鏡川	高知市鴨部一丁目
潮江	高知市小石木町
船岡南	高知市神田
桜ケ丘	安芸市桜ケ丘町
沖田	高知市朝倉
別所山	香南市赤岡町
日高	高岡郡日高村

	I
元	室戸市元
十津南	高知市十津五丁目
春野	高知市春野町内ノ谷
天神南	安芸郡奈半利町
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木
窪川	高岡郡四万十町
奈半利	安芸郡奈半利町
佐喜浜	室戸市佐喜浜町
蒲原	南国市岡豊町蒲原
赤岡	香南市赤岡町
安芸東	安芸市川北
野根	安芸郡東洋町
横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町
南国	南国市小籠二丁目
中村	四万十市中村丸の内
桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池
清水	土佐清水市幸町
赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ケ丘一丁目

佐川	高岡郡佐川町
日高東	高岡郡日高村
宿毛	宿毛市平田町
宝永	安芸市宝永町
中村北	四万十市安並
鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
佐賀	幡多郡黒潮町
本山	長岡郡本山町
横浜第二	高知市横浜新町一丁目
田野西	安芸郡田野町
土佐南	土佐市蓮池
吉川西	香南市吉川町吉原
羽根	室戸市羽根町
野根第二	安芸郡東洋町
大方	幡多郡黒潮町
菜生	室戸市室戸岬町
竹島	高知市南竹島町
朝倉	高知市朝倉本町一丁目
羽根第二	室戸市羽根町

- 3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容
- (1) 公営住宅法第47条第3項各号(第4号、第6号及び第7号を除く。) に掲げる業務
- (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲

げる業務に付随する業務

4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第47条第1項の規定に基づき日高村に代わって村営住宅等(日高村営住宅設置及び管理に関する条例(平成9年日高村条例第22号)第2条第1号に規定する村営住宅及び同条第3号に規定する共同施設をいう。以下同じ。)の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和5年3月31日

高知県住宅供給公社理事長 田所 実

1 日高村に代わって村営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社 の名称

高知県住宅供給公社

2 高知県住宅供給公社が日高村に代わって管理を行う村営住宅等の名称

団地名	位置
村営住宅西ノ越住宅	高岡郡日高村本郷3,352番地2
村営住宅国岡団地A棟	高岡郡日高村下分3,092番地2
村営住宅国岡団地B棟	n .
村営住宅馬越団地	高岡郡日高村沖名1,085番地
村営住宅夢団地	高岡郡日高村本村24番地1
村営住宅清水田団地	高岡郡日高村本郷1,604番地11
村営住宅福良住宅	高岡郡日高村下分3,938番地2
村営住宅鍛冶屋住宅	高岡郡日高村下分3,884番地1

- 3 高知県住宅供給公社が日高村に代わって行う村営住宅等の管理の内容
- (1) 公営住宅法第47条第3項各号(第4号、第6号及び第7号を除く。) に掲げる業務
- (2) 村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲 げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が日高村に代わって村営住宅等の管理を

行う期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

·C